

入札公告（再度公告）

契約担当官
鹿屋航空基地隊
鹿屋経理隊長 中尾 京

下記のとおり一般競争入札を行います。

なお、本件は令和2年度予算が成立することを条件とした入札である。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

記

1 競争入札に付する事項

調達要求番号	件名	数量単位	履行期間	履行場所
02-1-4019-1216-0001-00	下堀送信所高圧電力の需給	1式	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	下堀送信所

2 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年2月13日（木） 13時15分
（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、前日の16時45分まで）
- (2) 場所 鹿屋航空基地隊経理隊入札室

3 入札参加申込の日時及び場所

- (1) 日時 公告日～令和2年2月12日（水）
8時00分～12時00分及び13時00分～16時45分
（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
- (2) 場所 鹿屋航空基地隊経理隊事務室
- (3) 申込 入札に参加する者は、入札日の前日の16時45分までに参加申込書及び資格審査結果通知書の写を提出すること。
なお、直接仕様書の受領ができない者は、参加申込書に資格審査結果通知書を添えてFAXにより送信すること。契約班で資格を確認した後、仕様書をFAXにより送信する。

4 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のD等級以上に格付けされている者、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行の日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年6月11日成立）による改正後の電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定に基づき小売電気事業登録の申請を行っている者であること。
- (7) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官等が定める入札参加資格者として、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）に示す、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への情報提供の取組に関し、別途配付する「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件の提示について」の入札適合条件を満たす者であること。

ただし、電気事業者の評価及び参入の可否は、最終的に官側の判断による。

（入札参加を希望する事業者は、適合証明書及びこれを証明する書類を令和2年2月12日（水）16時45分までに鹿屋航空基地隊経理隊契約班へ提出するものとする。）

5 入札書の記載金額

- (1) 入札書には各月の基本料金単価（契約電力に対する単価）、従量料金単価（使用電力に対する単価）を記載し、本仕様書に示す契約電力及び使用予定電力量に対する**期間予定総額（総価）**で行うものとし、消費税額及び地方消費税額を含んだ金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (3) 電力供給における料金その他の計算をする場合の単位及びその端数処理等は次のとおりとする。
 - ア 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - イ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金及び契約保証金 全額免除
- (2) 落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

7 契約書作成の要否

遅滞なく単価契約書の作成を要する。ただし、契約金額が150万円を超えず、特約条項の付与もない場合は請書の作成をもって代えることができる。

8 適用する契約条項

売買契約一般条項、電気需給契約特約条項

9 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に反した者
- (2) 入札及び契約心得のとおり実施しない者
- (3) 電送による入札
- (4) 仕様書又は内訳書を申込期限までに受領していない者

10 その他

- (1) 入札心得・契約条項は、鹿屋航空基地隊経理隊入札室に掲示してある。なお、契約一般条項は改正が予定されており、令和2年4月1日以降は改正後の契約一般条項が適用される。
- (2) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (3) 郵送により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、原則として書留郵便により送付する。
- (4) 入札に関する問い合わせ：電話 0994-43-3111（内線2446）
FAX 0994-42-2586 担当：松浦
- (5) この入札に関する公告は、海上自衛隊ホームページ上で閲覧することができる。
（ホームページアドレス：http://www.mod.go.jp/msdf/bukei/nyusatsu_idx.html）